

## 浪江町農業委員会総会議事録 (令和4年11月定例会)

1 開催日時 令和4年11月21日(月)午後1時30分から午後2時50分

2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室

3 出席委員(10人) 欠席委員(1人)

会長	4番	佐々木 茂夫	(出)
会長職務代理者	1番	原田 良一	(出)
委員	2番	鈴木 敬二郎	(出)
	3番	山本 幸一郎	(欠)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	柴野 正男	(出)
	8番	菅野 富美恵	(出)
	9番	中野 弘寿	(出)
	10番	紺野 宏	(出)
	11番	神長倉 正満	(出)
	12番	若月 芳則	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員(12人)

浪江地区担当	川島 優	苅野地区担当	横山 良男
幾世橋地区担当	安部 正之	津島地区担当	石川 昭悦
請戸地区担当	脇坂 薫	津島地区担当	関場 健治
大堀地区担当	桑原 泉		
大堀地区担当	遠藤 定郎		
苅野地区担当	藤田 一宏		
苅野地区担当	田中 静夫		
苅野地区担当	高田 秀光		
苅野地区担当	上野 和人		

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	2件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(貸借権設定)	2件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(地上権設定)	2件
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(貸借権設定)	2件
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	1件
議案第6号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件	1件

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	長岡 秀樹
事務局係長	半杭 めぐみ
副主査	早川 翔大

議長 それでは、只今より 11 月定例会を開会いたします。  
ただいまの出席委員数は 10 名でございます。また、推進委員数は  
12 名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議を始めます。  
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり 7 番柴野委員および 10 番紺野委員をお願いいたします。  
それでは、議案の審議に入ります。  
議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、  
所有権移転 1 番について、委員本人が関わっておりますので、浪江  
町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、・・・番・・・委員の退席  
を求めます。暫時休議いたします。  
(・・・委員退席)  
再開いたします。  
議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、  
所有権移転 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書により説明)

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

高田推進委員 室原地区担当の高田と申します。11 月 14 日月曜日 12 時 30 分に・・・  
さんの元の住宅にて、・・・さん、・・・さん、・・・さん、三人同席した  
うえで面談をいたしました。今回の申請内容ですが、譲渡人の・・・  
さんは、最近体調も思わしくなく高齢になってきたという事と、今  
後の相続に不安があるために、妻の・・・さんと話し合った結果、長  
男の・・・さんに農地を託すことにし生前贈与に至りましたという事  
でした。営農状況ですが、譲受人の・・・さんは、震災時は高校生で  
した。当時は、父親の農業を休みの日に手伝いをしていたという事  
でした。高校卒業後は、酪農家の方に勤めていたとのこと。その  
後は職にはついてはおりません。解除の見通しが付いてきたの  
で、今年よりお父さんの指導で草刈りを始めました。農機具等の確  
認ですが、震災前に使っていた農機具は全て処分しました。現在  
は、草刈り機で、父親の・・・さんの自宅近くの農地の、保全管理を  
行っております。その他の農地は復興組合に依頼しております。ま  
た、・・・地区の農地に付いては解除の見通しはありません。今後の  
営農計画ですが、来年四月に帰還困難区域が一部解除予定です。そ  
の後、保全管理が三年間行われる予定です。その後のことは集落の  
人と話し合い、協力をしていきたいと思っておりますとのこと。・・・  
さんは農業に対して意欲を示しております。将来は浪江に戻るこ  
とも考えているという事です。和也さんとは、私は初対面でした  
が、性格が大人しくて口数が少なかったです。集落には今後、登録  
をしていきたいと話していました。また、・・・地区の 20 歳ぐらいで  
戻る人は僕ぐらいだよとのことで、今後は集落としても大事に育  
てて行きたいと思っております。以上です、よろしくご審議くださ  
い。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第 1 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。  
ここで・・・番・・・委員の入室を認めます。  
暫時休議いたします。  
(・・・委員入室)  
再開いたします。  
つづきまして議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書により説明)

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

上野推進委員 立野地区推進委員の上野です。11 月 18 日。夕方 6 時 30 分頃、譲渡人の・・・様と電話で話すことが出来ました。譲受人の・・・様とは親戚関係にありまして、本人も、高齢でもあるし、地元で農業は無理だという事で、譲受人の・・・様に受けて頂くという事で・・・様とも話をしてきました。譲受人の・・・さんとは会って話してきましたが、いずれにしても・・・様が 82 歳と高齢で、そこに戻って行っても農地の管理は無理だという事で、そういう話でした。これ以上は聞く部分も無いという事で納得してまいりました。よろしく審議をお願いします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第 1 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。  
つづきまして、営農型発電による営農と設備設置の事案のため、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定 1 番、及び議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、地上権設定 1 番、並びに議案第 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定 1 番について、関連がありますので一括審議としてよろしいでしょう

か。

(異議なしの声)

異議なしの声がありました。

それでは、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定 1 番、及び議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、地上権設定 1 番、並びに議案第 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定 1 番について一括審議といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

説明します。(議案書により説明)

本案件は、先月の現地調査の際に現地の除草及び位置出しができておらず現地確認ができなかったため継続審議となっていた議案となります。改めて除草及び位置出しが完了し、11 月 15 日に現地調査を行いましたので、改めて上程いたします。本案件は営農型太陽光発電設備を設置しその下の農地でサカキを栽培するという計画です。議案第 2 号は営農者である・・・が、土地の所有者である・・・さん所有の農地の使用貸借権設定を行う申請で、議案第 3 号は設置者である・・・さんが作物の上空で太陽光発電を行うための区分地上権設定、議案第 4 号は同じく設置者の・・・さんが営農型太陽光発電のパネルを設置する支柱部分の転用を行う申請となっております。なお、議案第 3 号の区分地上権設定及び議案第 4 号の転用申請は、同時に許可されることが営農型発電の条件となっております。

ページ 2-2 が議案第 2 号に関する申請内容となっております。また、太陽光パネルの下でも問題なくサカキ栽培ができる旨の根拠資料を、事業者より提出されていますので、先月に別冊の形で議案書と共に送付しております。こちらの根拠資料におきまして、パネルの下でも支障なく営農ができる裏付けがされております。

また、ページ 3-2 からは議案第 3 号の区分地上権設定となります。太陽光パネルの下で行う農地法第 3 条第 1 項の許可については、農地法第 3 条第 2 項のただし書きにより、同項各号の要件を満たす必要がなく、営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、一時転用許可の判断の際に確認することとなっておりますので、実質的には賃借人等権利者の同意の有無のみを確認すれば足りるものとなっております。

申請地については、ページ 4-9 をお開きください。場所は・・・の南東にある・・・川沿いの農地となります。農地種別としては、農用地区域内農地となるので原則転用することはできませんが、営農型発電による転用は発電パネルの支柱部分についての一時転用となり、立地基準を満たしております。

一般基準といたしまして、資力を証する書類については残高証明の写しを受けており、問題がないことを確認しております。また、一時転用期間の満了時の太陽光発電設備の撤去に関しまして本日配布しております、差し替え文書の誓約書に記載されております。なお、営農型発電設備の要件といたしまして、計画面積の妥当性に

についてはページ 4-11 の土地利用計画平面図、簡易な構造であること及び営農空間の確保については、ページ 4-12 から 4-21 にパネルの設置図面、代替性要件についてはページ 4-22 から 4-26 までに候補地一覧と航空写真、市町村長の意見書についてはページ 4-28、営農への影響の見込みについてはページ 4-29 から 4-33 までにそれぞれ掲載しております。

なお、転用の許可期間については、パネルの下で営農する事業者が認定農業者である場合は、10 年以内で認めることができるものとなっており、10 年の申請となっております。ページ 4-48 に認定書の写しを掲載しております。

本案件は当委員会が権限移譲されていない案件であり、福島県知事が許可権者となりますので、当委員会の意見を付して、福島県へ進達いたします。以上となります。よろしく申し上げます。

議長

つづきまして、地元推進委員からのをお願いします。

安部推進委員

幾世橋地区担当の安部です。本来、上田さんが説明予定でしたが、急用により急遽私が、上田さんが電話にて確認した内容を説明いたします。設定人の・・・さんに浪江町で聞き取りをしました。・・・に長男と戻っていますが、耕作機械がないことから営農型発電パネルのチラシを見て株式会社・・・に連絡をして貸すことにしたという事です。被設定人の株式会社・・・、常務取締役・・・様とは電話にて聞き取り調査をしましたという事で、営農型発電パネル設置し、サカキの苗を定植し 5 年後の出荷を計画しているという事です。この間に使う耕作等の農機具等については、現在、・・・と・・・地区でサカキの栽培をしているんですけれども、・・・の方に機械等はあるので、それを使用するという事で、5 年後、サカキが出荷段階に成ったら、サカキの有る現地で、サカキの有るところで加工して箱詰めして出荷するという事で、特に倉庫等は設けなくて出荷しますという事でした。被設定人の・・・さんについては、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

はい。被設定人の・・・氏とは、なかなか電話で連絡を取ることが出来なかったのですが、先ほど連絡が取れましてお話を伺うことが出来ました。今回、太陽光の業者の、株式会社・・・が入っております、・・・と契約と手続きを交わしており、申請内容についても確認をしております、内容について間違いなく同意をしているという事を先ほど電話で連絡が取れましたのでご報告いたします。

安部推進委員

審議の方よろしく申し上げます。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

神長倉委員

推進委員、委員長、菅野委員と現地調査をしましたが、営農型、私にはどうしてもよく理解できない。それが本当にこのままで経営出来るのかと。収支決算ありますけれども、これ一本当たりしか出て無いんですよ。ただこの中で、現地については、遊休農地。ま

たは、耕作放棄地のような感じの所でした。そういう所で南相馬市の規定というかガイドラインで、遊休農地であれば許可して欲しいみたいなことが載っていましたので、こういう土地であればいくらかでも有効利用になるのではとほいうような感じはしました。これからも、こういう形は出て来るのではないかと思いますので、優良農地に付いてはもう少し考える必要はあるのではないかと思います。現地を見た限りでは問題はなかったと思います。よろしくご審議お願いいたします。

- 議長 事務局、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 小澤委員 6番小澤です。追加資料で収支計画等が出ていますが、3年目から一本当たり300円という、この3年目をもっと前倒しして売上にしていくという考えはあったかどうかだけ確認されたのであればお願いします。
- 議長 はい。この質問については事務局ですか。
- 事務局 前倒しして収穫するかという事の確認はしておりません。確認はしておりませんが、3年目からは一部収穫が始まり、5年目からは本格的に収穫できる見込みなのでこのような収支にあるという事を聞いております。
- 議長 はい。6番。
- 小澤委員 最初から、1年目ぐらいから、大きい木を持って来て定植してやれば、私なんか考えるにはですよ。民間の考えからですと、幾らかでも管理費はカバーできるのかなと思うので、今後、このような案件が出たら、その辺も含めて確認をしていただければと思います。
- 議長 事務局は追加で確認をしていただければと思います。その他にございませんか。はい。10番。
- 紺野委員 10番紺野です。9割くらい太陽光を遮ると思うんですが、ソーラーシェアリングになるのかなという心配があるんですけど、どうでしょうか。
- 議長 はい。8番。
- 菅野委員 花木のお話でもいいですか。8番の菅野です。大まかに、現地で伺った話から推測ではあるんですが、現在、浪江町でも、マサカキを平地で栽培している方いらっしゃいます。ただ、問題なのはサカキの色がくすんでしまうと。それはなぜかという太陽が当たり過ぎるといようなお話でした。現在、・・・でおやりになっているところについては、優良なものが取れていると、ただ、寒暖差がある

ので出来れば相双で、寒暖差がある相双地方で有名な相双のサカキを作ってみたいというお話でした。余り直射日光が有ってはダメ。今回の案件はサカキですけれども、14日、ブルーベリーの営農型の栽培を見させて頂いた時は7割で十分だと。サカキはそれよりも、もっと低くてもいいんじゃないかなと、花木栽培をしている方の話では推定できるのかなと思います。・・・の方の話ではこのままで十分だという事を仰ってました。何十パーセント以上かというのは明確には、なかったかなと思いました。

議長 はい。9番

中野委員 ただ、ソーラーシェアリングという規定の中で何割。9割下がっちゃいけないというのがあったんじゃないのかなと。そうすると、下の部分に届かない、規定は以前あったのかなと。3割ぐらいいは残しておきなさいよと、そんなことを見た記憶があるんですけども。それを確認したかったんですけども。

議長 ここで休議します。  
再開します。9番の質疑に関して説明をお願いします。

事務局 はい。通知には農作物の生育に適した日照量を保つための設計という記載がありまして、作物ごとに遮光率に関する資料を提出頂いて、適切な遮光率になっているか、収量になっているかを判断することになっていると理解しております。よろしくをお願いします。

議長 はい。よろしいでしょうか。 その他にご質問ありませんでしょうか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決はそれぞれ起立により行います。

始めに、議案第2号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって議案第2号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第3号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第3号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第4号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第4号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、営農型発電による営農と設備設置の事案のため、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定2番、及び議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、地上権設定2番、並びに議案第4号農地法第5

条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定 2 番について、関連がありますので一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありました。

それでは、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定 2 番、及び議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、地上権設定 2 番、並びに議案第 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定 2 番について一括審議といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

説明します。(議案書により説明)

本案件も先月の現地調査の際に現地の除草及び位置出しができておらず現地確認ができなかったため継続審議となっていた議案となります。除草及び位置出しが完了し、11 月 15 日に現地確認を行いましたので、改めて上程いたします。本案件は営農型太陽光発電設備を設置しその下の農地でサカキを栽培するという計画です。議案第 2 号は営農者である・・・が、土地の所有者である・・・さん所有の農地の使用貸借権設定を行う申請で、議案第 3 号は設置者である・・・さんが作物の上空で太陽光発電を行うための区分地上権設定、議案第 4 号は同じく設置者の・・・さんが営農型太陽光発電のパネルを設置する支柱部分の転用を行う申請となっております。なお、議案第 3 号の区分地上権設定及び議案第 4 号の転用申請は、同時に許可されることが営農型発電の条件となっております。

ページ 2-20 が議案第 2 号に関する申請内容となっております。また、太陽光パネルの下でも問題なくサカキ栽培ができる旨の根拠資料を、事業者より提出されていますので、先月に別冊の形で議案書と共に送付しております。こちらの根拠資料におきまして、パネルの下でも支障なく営農ができる裏付けがされております。

また、ページ 3-11 からは議案第 3 号の区分地上権設定となります。太陽光パネルの下で行う農地法第 3 条第 1 項の許可については、農地法第 3 条第 2 項のただし書きにより、同項各号の要件を満たす必要がなく、営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、一時転用許可の判断の際に確認することとなっておりますので、実質的には賃借人等権利者の同意の有無のみを確認すれば足りるものとなっております。

申請地については、ページ 4-57 をお開きください。場所はページ中央赤でしめしています・・・川沿いの農地となります。農地種別としては、10 ヘクタール以上の一団の農地の区域内の農地であり第 1 種農地と判断され原則転用することはできませんが、営農型発電による転用は発電パネルの支柱部分についての一時転用となり、立地基準を満たしております。

一般基準といたしまして、資力を証する書類については残高証明の写しを受けており、問題がないことを確認しております。また、一時転用期間の満了時の太陽光発電設備の撤去に関しましても、



ページ 4-89 に添付しております誓約書に記載されております。なお、営農型発電設備の要件といたしまして、計画面積の妥当性についてはページ 4-59 の土地利用計画平面図、簡易な構造であること及び営農空間の確保については、ページ 4-60 から 4-63 にパネルの設置図面、代替性要件についてはページ 4-64 から 4-66 までに候補地一覧と航空写真、市町村長の意見書についてはページ 4-67、営農への影響の見込みについてはページ 4-68 から 4-73 までにそれぞれ掲載しております。

なお、転用の許可期間については、パネルの下で営農する事業者が認定農業者である場合は、10 年以内で認めることができるものとなっております、10 年の申請となっております。ページ 4-88 に認定書の写しを掲載しております。

本案件は当委員会が権限移譲されていない案件であり、福島県知事が許可権者となりますので、当委員会の意見を付して、福島県へ進達いたします。以上となります。よろしくお願ひします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

田中推進委員 酒田苧野地区担当の田中です。案件に関しましては、11 月 12 日に、・・・さんと・・・の担当・・・さんに申請内容の確認をいたしましたところ、申請内容に間違いが無いという事を確認が取れています。設定人の・・・さんと被設定人の・・・さんに契約を確認しましたところ契約内容に間違いありませんという事で確認が取れています。10 月の段階では現場確認が取れていなかったのですがけれども、今回、現場確認の際に、申請農地以外の周りの雑草の草刈りの管理もできますかとお願いをしたところ「やります」と返事を頂いています。これからは、きちんと管理されているかはお自分で確認をして頂きたいと思います。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

神長倉委員 11 番神長倉です。現地調査をしましたところ、特別問題は無いだろうと。田中推進委員の説明の通りでして、地元にも協力していきたいという事なので特に問題は無いと思います。以上です。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

はい。9 番。

中野委員 はい。9 番中野です。町長よりの意見書、その中に意見内容が書いてありますけれども、この枠組みはどのようになっていますか。

事務局 はい。町長からの意見書ですが、意見の内容は、周辺農地の所有者及び耕作者へ説明し了解を得て下さいと。交付金助成金等には確認を取ってくださいという内容になります。こちらに付きましては、周辺の農地管理されている、・・・農事復興組合の方には了承を得ると言いますか、今回、所有者さんが復興組合長の方が申請者

になっていますのでそちらは問題ない旨の説明を受けております。交付金等に付きましては、保全管理から特任に移行した際に、復興組合の管理から除いているという事を確認しております。以上となります。

議長 はい。2番。

鈴木委員 はい。ただいまの確認について。今、保全組合の言ったとおり、3年までは管理耕作をしていたと。現在の段階では耕作放棄地では無いという事で宜しいでしょうか。その確認だけです。何故かと言いますと、これ、収益に影響しますので。収益が8割をキープしなくちゃならない契約になっているかどうかというところを我々は審査しなくちゃならないので、そのところ確認させて頂きたい。

議長 はい。2番の質疑に対して。

事務局 はい。お答えいたします。荒廃農地で有るかどうかの判断については、毎年の利用状況調査で荒廃農地と判定したところが、この制度での荒廃農地という事になりますので、荒廃農地ではありません。

鈴木委員 はい分かりました。

議長 はい。事務局。

事務局長 1点確認したいことがあります。2番委員は管理耕作をしていたかという話で確認だったと思うんですけど。事務局は保全管理の話で答えたのかなと思うんですけど。その事実誤認があるかどうかだけ確認したい。保全管理が終わった段階でそこが外れたという説明なのか、今、管理耕作をやっていたかという問に対して明確に答えて無かったと思うんですが。

鈴木委員 耕作放棄地かどうかの確認だけなんで

事務局 保全管理終了後は管理耕作には移行しておりません

鈴木委員 移行しないという事は耕作放棄地にはならないんですか。その間何もしなくても。

議長 田中推進委員。

田中委員 はい。田中です。今の件なんですけど、耕作をしていたかどうかなんですけど。震災前からそこは耕作しています。簡単に草刈りだけはやっていたと。元々畑なんですけども。ちょっと畑としても使いづらいという事で使っていなかったと、放棄はしてないんですけど。震災後に畑という地目が有ったので保全管理しましょうという事で保全管理に入ったんです。以上です。

議長                    その他にございませんか。はい。桑原推進委員。

桑原推進委員        質問です。質問と回答に温度があっていないという事でした。耕作放棄地の定義について知っておきたい。耕作放棄地について回答しました。周りの耕作の状況について、定義は確か、農地パトロールで、耕作放棄地という B 判定を受けたところが耕作放棄地だと今までの説明でそう理解していました。質問と回答の温度差があったんでそこだけちょっとご説明願いたいなと思います。

議長                    はい。事務局。

事務局                鈴木委員からご質問頂いた内容の主旨としましては、通常ですと 2 割以上減収した場合は指導が入るようなかたちになるんですが、荒廃農地を利用した計画の場合は 2 割以上減収しても問題ないことになっております。鈴木委員のご質問内容は荒廃農地であるかないかの質問だったかと思えます。荒廃農地かどうかの基準とは、毎年の農業委員会の利用状況調査の中で判定された農地が荒廃農地となりますので、今回の農地に付きましては荒廃農地では無いという事です。収量が 2 割以上減収しないように指導をしていかななくてはならない農地になります。

議長                    その他にご質問ございませんか。  
はい。9 番。

中野委員             質問というより意見なんですけれども。・・・さんはここに来て復興組合長までやっている方なんですね。そういう方が完全に営農を委ねていいのかなと、疑問を感じる部分があるので一言申し添えておきたいなと、出来れば本人が・・・に納める形でやって貰えればこれはオッケーだなと言いたいんですけれども、意見として。

議長                    その他にございませんか。  
はい。12 番。

若月委員             指導が入らない場合があるんですか。その具体的な指導とはどういう事なんでしょうか。具体的に解説してください。

議長                    はい。事務局。指導内容について。

事務局                営農型発電設備の設置後は、毎年 2 月までに収量の報告を頂くことになっております。そちらで標準の反収より 2 割以上減収している場合は、県の普及所さんとか専門の機関と管理の状況とか除草とか品目を変えた方が良いとか、そこの相談というか指導をしていくことになりまして、きつい言葉では撤去などという事もあります。そうならないように県と関係機関と連携を取り指導をしていく内容になるかと思えます。

若月委員 県はそこを認知してそういう方向で進むということであれば了解しました。

議長 その他にご質問ありませんか。  
異議なしでよろしいでしょうか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決はそれぞれ起立により行います。議案第2号2番に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第2号2番に原案のとおり承認を与えます。  
つづきまして、議案第3号2番に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第3号2番に原案のとおり承認を与えます。  
つづきまして、議案第4号2番に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第4号2番に原案のとおり承認を与えます。  
つづきまして、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定3番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書により説明)  
ページ4-99をお開きになってください。申請地はページ右側の・・・の南南西にある農地となります。農地種別としては、都市計画用途地域内ですので3種農地となります。3種農地は原則転用が可能であるため、立地基準を満たしております。次に一般基準ですが、資力を証する書類ということで、申請者より残高証明の写しの提出を受けており問題ないことを確認しています。  
その他、添付の土地利用計画図や事業計画書からは、周辺農地への影響等について、特段問題ないものと考えられます。  
本案件は、3,000㎡以下の一時転用であることから、当委員会が許可権者となります。  
以上となります。よろしく申し上げます。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

川島推進委員 浪江地区担当の川島です。設定人の・・・さんについては、本人が施設に入っているという事で、娘さんと11月16日に電話にてお話をすることが出来ました。設定人の・・・さんについては、農地のことは全て任されている息子さんと11月16日に電話で話を聞くことが出来ました。それぞれ申請の内容については承知していますとの事でした。被設定人の株式会社・・・については担当者の・・・さんに話を11月15日に話を伺いました。現地でも説明を頂いたん

ですが、申請地全体では無くて、申請地の一部について利用したいという事でした。段差解消のためにはシートを敷いたうえで盛って利用しますという事でした。終了後は現地撤去しますとの事を確認しております。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

菅野委員 ただいま推進委員の方からご説明ありましたが問題ありませんでした。15日の日に皆さんと一緒に現地を確認してまいりました。何ら問題ないと確認しましたのでご審議よろしくをお願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

本案件に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第4号3番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書により説明)

本案件は、先月の現地調査の際に現地の除草及び位置出しができておらず現地確認ができなかったため継続審議となっていた議案となります。除草及び位置出しが完了し、11月15日に現地確認を行いましたので、改めて上程いたします。ページ5-9をご覧ください。申請地は、ページ左側に赤でしめしている、浪江駅北西部の畑となっております。農地の種別としましては、都市計画区域用途地域の第1種住居地域となり3種農地に該当します。3種農地の転用は原則許可とされているため、立地基準は問題ありません。次に一般基準ですが、資力を証する書類については、申請者より残高証明の提出を受けており問題ないことを確認しています。

本案件は転用の目的が太陽光発電設備の設置ですので、電力会社との系統連系に係る契約の申し込みについて確認できる書類が必要となりますが、そちらについては議案書ページ5-14のとおり添付されております。また、本申請はFIT制度を利用しないとのことであり、その場合は、申請者と売電事業者間で結ばれている売電契約について分かる書類の写しの添付を求めています。売電事業者である「・・電力」との売電契約においては、契約書が使われておらず提出できるものがないということで、提出は求めています。

また、当該農地の一部がコンクリート敷きとなっていたため、申請者より顛末書の提出があり、ページ5-16に掲載しております。

その他、添付の土地利用計画図や事業計画書からは、周辺農地への影響等について、特段問題ないものと考えられます。

本案件は 3,000 m<sup>2</sup>以下の非線引都市計画用途地域内農地となりますので、当委員会が許可権者となります。以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

川島推進委員 浪江地区担当の川島です。譲渡人の・・・さんと 11 月 13 日に電話で話をすることが出来ました。草刈り出来ないなど考えていた時に、今回、・・・さんからご提案があり承諾をしたと伺っております。譲受人の・・・担当者の・・・さんとは 11 月 13 日に電話にて話をすることが出来ました。2019 年に・・・支社を作って以降・・・市を中心に展開しているという事で浪江町では初めての事業という事でした。草刈り等については自分たちで行います。皆さんには迷惑を掛けないようにしますという事を確認しました。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

菅野委員 先ほど推進委員の川島様からご説明頂きましたとおりの内容でございました。場所は踏切の近くで平置きソーラーパネルという事なんですけれども、前回より引き続き審議されたという事で、認識の相違と言いますかね、こちらの農業委員会では全く手を付けて行かないとか、そういったところの齟齬が最初あったのかなど思っているんですけれども、説明を頂きながら、今後、そういった事も無いように注意していくというご意見を頂戴いたしましたので、確認できましたのでご審議の方よろしくお願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案件に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 5 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 6 号現況確認証明申請に対し審議の件 1 番について、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、・・・番・・・委員の退席を求めます。暫時休議いたします。

(・・・委員退席)

再開いたします。

議案第 6 号現況確認証明申請に対し審議の件 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書により説明)  
議案書ページ 6-3 をお開きください。申請箇所は、・・・線の双葉町境から浪江町側 500m ほど進んだ東側の農地になります。証明を求める理由といたしましては、申請地がすでに原野及び山林化が進んでおり、登記地目を現況に合わせるために非農地証明を求めるものであります。また、非農地化した経過としては、平成 10 年頃に土砂災害が発生し農地に再生することができず、耕作ができなくなり非農地化が進んでいったためとなります。議案書ページ 6-5 から 6-8 の①から⑩は申請者から提出のあったものです。また、現況写真⑩の写真は復旧治山事業として砂防ダムが建設されたことが確認できる写真となっております。なお、申請者は非農地化する前の平成 9 年に当該地を売買するため仮登記を設定しており、地目変更後は仮登記権利者へ名義変更を行うと聞いております。以上となります。よろしく願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

遠藤推進委員 大堀地区担当の遠藤です。11 月 17 日に午後に電話しました。現在は・・・市内に住んでおります。おばあさんからお母さんへ、お母さんから・・・さんへ、おばあさんの代では稲作をしていました。お母さんの代になった時から水稲作付けはしていないと。写真の通り現況は雑草が生い茂って山林化していて農地復元は困難と思われます。近隣との状況ですが、周りは山林原野に囲まれているので周りに迷惑の掛かることは無いとの話です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明ですが、申請地が帰還困難区域のため、申請者からの現地写真の提出をもって省略いたします。事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第 6 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。  
ここで、・・・番・・・委員の入室を認めます。  
暫時休議いたします。  
(・・・委員入室)  
再開いたします。  
以上で、本日上程されたすべての議事が終了いたしました。

令和 4 年 11 月 21 日  
開始時刻 午後 1 時 30 分  
終了時刻 午後 2 時 50 分

議長 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 番

\_\_\_\_\_ 番